

学校いじめ防止基本方針

(いじめの定義)

いじめは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〈いじめ防止対策推進法第2条〉

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、「いじめは決して許されない」ということを児童及び教職員が共通意識を持ち、さらに、保護者・地域関係者と連携を図りながら、すべての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、組織的に取り組むこととする。

(児童の責務)

いじめは決して行ってはならず、また放置してはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、以下に定める基本施策を踏まえ、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、組織的に、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための基本となる事項

(1) 基本施策

- ① 学校におけるいじめの防止・年間計画の作成
 - ア 絆づくり、居場所づくり、集団作りの取組推進
 - イ わかる授業づくり
 - ウ 規範意識の醸成、児童会活動の活性化、体験活動の充実

- ② いじめの早期発見のための措置
 - ア 絆づくり、居場所づくり、集団作りの取組推進
 - ・ 児童生徒対象 生活アンケート 年3回（6月、10月、2月）
 - ・ 個人懇談会、学級懇談会、学年懇談会 等

イ いじめ相談体制

- ・ 通報、相談窓口の設置
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 児童への情報モラル教育
- ・ 保護者啓発

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

<構成員>

校長、教頭、首席、生活指導担当、学年担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

<活動>

- ・ 年間計画の作成に関すること
- ・ いじめの防止等の取組検証、評価に関すること
- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・ いじめ事案に対する対応に関すること
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童への指導に関すること
- ・ 校内研修に関すること
- ・ その他、いじめ防止に関すること

② いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った児童に対し、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、別室等において学習させる措置を講ずる。

エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所管警察署等と連携して対処する。

③ 「ネット上のいじめ」への対応

ア 「ネット上のいじめ」の発見

- ・ 「ネット上のいじめ」に関する情報は、児童や保護者、地域の方、一般市民からよることが考えられるので、情報提供者本人から直接聞き取りを行い、いねいに記録する。その際提供者の連絡先を確認し、その守秘を約束する。

イ 書き込み内容の確認と保存

- ・ 書き込みのあった掲示板等の URL を控え、書き込みを印刷するなどして内容を保存する。書き込みの内容が緊急性を要する場合などは、関係機関に連絡し、援助を得る。

ウ 書き込みへの対応

- ・ 掲示板等の管理者やプロバイダ（掲示板サービス提供会社等）に削除要請

を行うなど、被害にあった児童や保護者の意向を尊重するとともに、児童保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、警察や法務局・地方法務局等、外部機関と連携して行う。

エ 児童への指導

- ・情報モラル教育を進め、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

④ 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が疑われる時点で、島本町教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を、教育委員会に設置されている附属機関と協力して実施する。調査の主体は、教育委員会とする。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) その他の留意事項

① 保護者・地域関係者との連携等

- ア 学校基本方針の策定に当たっては、保護者・地域関係者からの参画を得る。
- イ いじめの問題の重要性の認識を広め意識啓発を図るため、学校基本方針を学校HP等で公開する。

② 学校教育自己診断における取組検証

いじめを隠ぺいせずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を的確に行うため、次の2点を学校教育自己診断の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

(別添)

資料1	いじめ防止等に関する年間計画
資料2	「児童生徒の問題行動への初期対応マニュアル」いじめの対応
資料3	いじめ事案への対応のポイント
資料4	重大事案調査マニュアル
資料5	問題行動対応チャート